

令和6年能登半島地震災害派遣に伴う緊急調達について

分任支出負担行為担当官代理
海上自衛隊補給本部管理部
契約課長 鈴木紀貴

下記のとおり緊急調達（随意契約）を行います。

記

1 契約締結に関する事項

- (1) 日時：可能な限り速やかに契約を締結します。
なお、申し込み順、かつ受注可能数量に応じて契約を締結します。
- (2) 場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部管理部契約課

2 参加申込の日時等

- (1) 日時：公示日から全数量の契約を締結するまでとします。
- (2) 場所：海上自衛隊補給本部管理部契約課
- (3) 申込：参加可能事業者は、「入札・オープンカウンター入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」の写しの提出をお願いします。（「入札・オープンカウンター参加申込用紙」は、入札公告HP下段の契約関係書類等から入手可能です。）
なお、件名欄には、件名とともに受注可能数量も併記するようお願いします。

3 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 該当品目等

調達要求番号	件名	数量・単位	履行期限	履行場所
—	灯油1号（バルク）	2,000 リットル	令和6年1月22日	京都府舞鶴市（舞鶴造修補給所大波燃料貯蔵所）

5 適用する契約条項

売買契約一般条項、石油製品に係る特殊条項

6 その他

- (1) 入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部エントランス（十条駐屯地C庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊ホームページにも掲載しています。
- (2) 被災地の状況により数量等が変更となる場合があるほか契約締結をしない場合があります。
- (3) 本件に関する詳細については、海上自衛隊補給本部管理部契約課契約係までお問い合わせください。
- (4) 航空機による輸送に対応するため、国際航空運送協会（IATA）（International Air Transport Association）が示す、IATA危険物規則書（IATA Dangerous Goods Regulations）の制限に基づく納品（官給するポリタンク（18リットル）に10リットルずつ）となります。

TEL：03-3908-5121（内線）5656・5659

FAX：03-5924-7603